スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和6年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

富山県立山町

自 治 体 名 ： 富山県立山町
担 当 課 名 ： 教育課
電 話 番 号 ： 076-462-9983

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	307.29 ㎢
人口	23,502 人
公立中学校数	1 校
公立中学校生徒数	603 人
部活動数	22 部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

立山町はかつて、10小学校と２中学校があったが、人口の減少に伴い、４つ小学校と１つの中学校が休校し、現在は６小学校と１中学校となっている。町内唯一の中学校である雄山中学校も、かつては各学年6クラス、700～800人の生徒がいたが現在は4～5クラス、600人前後まで減少している。

雄山中学校には22の部活動があり、複数の顧問で指導を行っているほか、部活動指導員とスポーツエキスパートが５つの部活動にそれぞれ配置されている。しかし、部員数が不足し、他校と合同部活動として活動している部もある。

部活動の活動時間は16時30分まで。時間延長の申請を行っても最長でも17時30分には終了しており、さらに活動を続けたい生徒は地域クラブに所属し、活動している。1月から連携を依頼しているバドミントン、剣道、卓球の３部活動は部活動終了後に地域クラブの活動に取り組んでいる生徒がそれぞれのクラブに10名ほど所属している。

令和６年度前期は、雄山中学校の実態を確認し、地域移行ができる部活動の調整を行った。８月に地域部活動の在り方検討委員会を開催し、雄山中学校や競技協会、スポーツ少年団の実態を聞き取り、移行・連携ができる部活動を吟味した。12月に雄山中学校と今後の在り方を協議し、３部活動（バドミントン、剣道、卓球）が地域クラブでの活動も行うこととした。

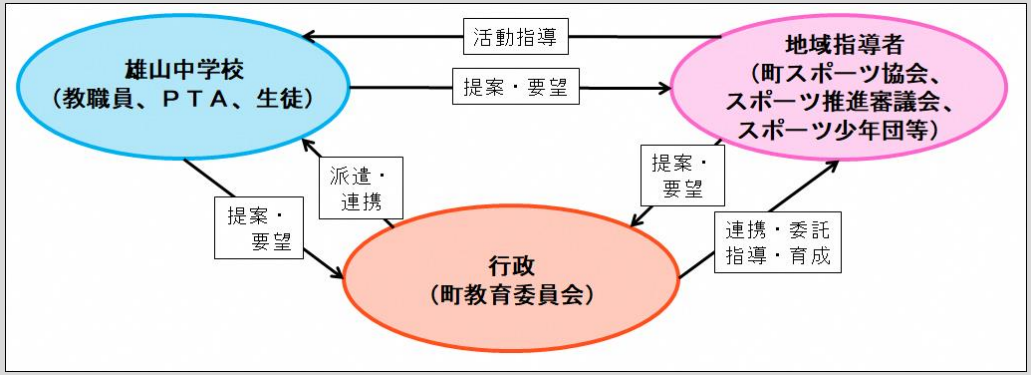
令和７年１月から、３部活動が地域クラブでも活動を始めたが、それ以外の部活動でも各競技協会やスポーツ少年団等に部活動との連携ができないかを協議中である。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制･役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

● **立山町教育委員会**
（教育課文化体育係）
・地域部活動の在り方委員会、スポーツ推進審議会
・指導者へ、指導者研修会への参加促進
・地域クラブ、町スポーツ協会、競技団体との連絡調整
・県教育委員会との連絡調整　等

年間の事業スケジュール

令和６年８月	地域部活動の在り方検討委員会（第１回）
令和６年12月	雄山中学校と今後の在り方について協議
令和７年１月	３部活動と地域クラブとの連携開始
令和７年３月	地域部活動の在り方検討委員会（第２回）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	1 校	実施した地域クラブ総数	3 クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域移行した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		3 クラブ（3 部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		0 クラブ
全体の指導者数	9 人	全体の運営スタッフ数	9 人

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数 （他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
立山ジュニアバドミントンクラブ	スポーツ少年団	バドミントン	週 2 回	18時～20時	1年10名 2年10名	令和7年1月～3月	雄山中学校体育館	3 人	3 人 （兼務なし）	年会費 6,000 円	中体連：部活動 その他：部活動
立山剣道学園	スポーツ少年団	剣道	週 2 回	19時～20時30分	1年4名 2年5名	令和7年1月～3月	立山町武道館	4 人	4 人 （兼務なし）	年会費 4,000 円	中体連：部活動 その他：地域クラブ
立山町卓球協会	競技協会	卓球	週 4 回	19時～21時	1年5名 2年8名	令和7年1月～3月	雄山中学校体育館	2 人	2 人 （兼務なし）	月額 1,000 円	中体連：部活動 その他：地域クラブ

2.実証内容と成果

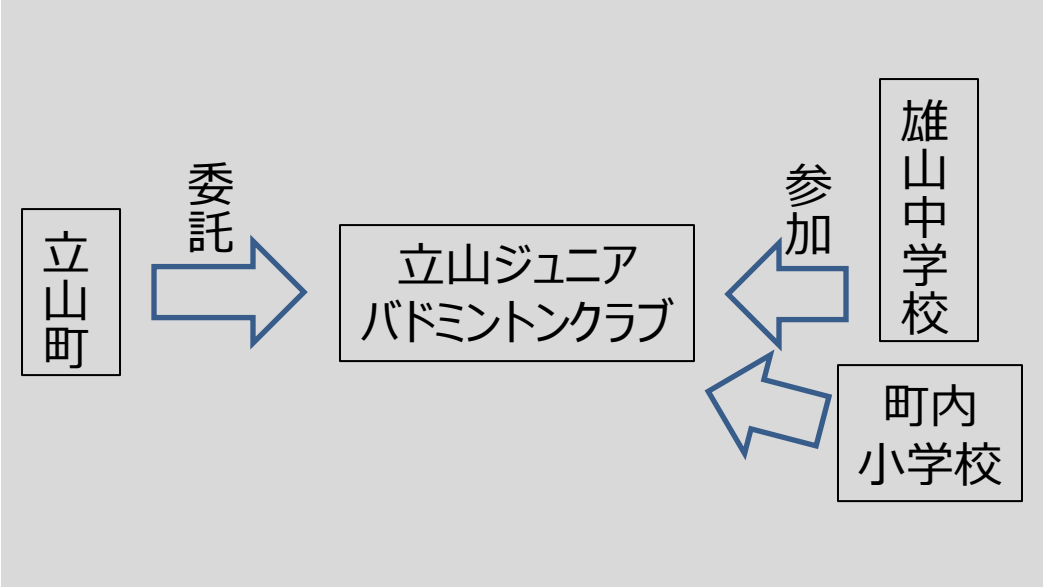
スポーツ庁

主な取組例

●立山ジュニアバドミントンクラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	バドミントン
運営団体名	立山ジュニアバドミントンスポーツ少年団
期間と日数	令和7年1月～3月 月８回程度
指導者の主な属性	スポーツ少年団指導者
活動場所	雄山中学校体育館・立山町中央体育センター
主な移動手段	保護者による送迎
１人あたりの参加会費等（年額）	6,000円
１人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒１人あたり：800円/年 指導者１人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



●指導者や運営スタッフなどの役割分担等

記入例：

●統括責任者　１ 名

役割：バドミントン指導および運営

●主任指導者　３ 名

役割：バドミントン指導

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

イ：指導者の質の保障・量の確保　／　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項（イ）

指導者の確保においては、スポーツ少年団の指導者資格を有する方を指導者として活用することで、質の保障を行うように取り組んだ。

また、部活動指導員にも指導依頼を行った。

取組の成果（イ）

立山ジュニアバドミントンクラブの指導者3名は、スポーツ少年団の指導者資格を有しており、専門的にバドミントンの指導ができる。

しかし仕事や家庭の関係で、部活動の時間帯や土日の活動を制限しなければならないこともある。

取組事項（ウ）

立山ジュニアバドミントンクラブと立山ジュニアバドミントンスポーツ少年団の連携を図り、小学生から中学生にかけての一貫した指導ができるように働きかけを行う。

取組の成果（ウ）

立山ジュニアバドミントンスポーツ少年団の活動時間帯に、中学生も参加することで、小学生との交流も含めた一貫指導ができている。

今後の課題と対応方針

スポーツ少年団以外の活動団体にも働きかけ、連携を図る必要がある。

ただし、その他の活動団体には競技性を重視したい参加者もいる。地域展開における指導において、競技性を求める指導に偏らないよう、指導マニュアルの作成が必要となる。

指導者には、指導者講習会への参加を促す。また、競技性へ偏重しないように働きかけを行う。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

取組事項

従来より、スポーツ少年団の活動として立山町中央体育センターを使用していたが、他のスポーツ団体の使用や中学生中心での活動を考慮して占有して使用できる施設での活動を考え、学校施設の夜間開放を活用することにした。

学校体育施設および町営体育施設は、中学生以下の使用においては使用料は無料(10割減免)である。

部活動の時間帯は、他の部活動との兼ね合いもあり、体育館の使用ができないため、町営体育施設（中央体育センター、立山友情館）を使用している。

取組の成果

他団体との兼ね合いもあり、全ての活動を学校開放に移すことはできなかったが、週２回の活動のうち、１回以上は雄山中学校体育館で活動している。

７年度の使用について、他団体と調整し、学校施設の使用を充実させていく。

今後の課題と対応方針

雄山中学校体育館を占有して使用できる曜日が決まっており、占有できない曜日は他団体と半面ずつの使用となっている。もう一方の団体は、全面を使ってランニング等を行いたいため、立山ジュニアバドミントンクラブの利用を別日にしてほしいと要望してきている。

施設使用者の調整会議において日程調整を行い、他団体と良好に施設使用ができるようにしていく必要がある。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

令和7年1月から3部活動において、地域指導者を確保し、連携を実施している。

その他の部活動においては、地域連携・展開にむけて部活動顧問や競技協会関係者などと個別に話を行い、「部活動としてだけでなく、地域クラブとして活動したい」という思いをもち、中学校部活動の地域展開に前向きな教員、指導者もいることが分かった。

「地域部活動の在り方検討委員会」では、『地域クラブ』として地域を活かす活動の在り方について、中学校教職員、ＰＴＡ、スポーツ協会関係者、スポーツ少年団指導者等から率直な考えを聞くことができた。こちらの思いとしては、スポーツ少年団の延長での地域クラブ活動ができないかという考えもあったが、高さや競技のレベル等により指導が難しいという意見もいただき、指導者の不足により連携・展開が難しい部活動もある。

その他、課題として以下の２点が挙げられる。

①活動場所の確保について

立山町内の体育施設は、一般利用者もあるので指導者の時間に合わせた指導ができないこともある。中学校の体育館についても、休日の活動は部活動が優先して利用しており、地域クラブの活動時間は制限されている。

②費用負担について

指導者謝金の支払いにより、費用負担がこれまでよりも増える。

●成果の評価

連携の実施により、これまで曖昧だった指導者謝金（人件費）や消耗品費等について指導者と相談のうえ、支払に応じるかたちができた。

参加生徒にとっては、部活動プラスアルファでの活動となっており、活動に集中して取り組んでいる様子が見られる。

●今後に向けて

・指導者の確保にあたっては、部活動の顧問教諭に対して兼職兼業の依頼を行う。また、競技協会からの働きかけで指導にあたってくださる方を確保する。いずれにしても、持続可能な地域連携・展開が実施できる指導者の確保を努めていきたい。

また、指導者の負担も考慮し、複数の指導者による指導体制を構築する。その際、指導者によって指導の違いがないよう、指導者研修会への参加をお願いしたり、地域クラブや競技協会、行政（教育委員会）が協議を行い、一律の指導マニュアルを作成したりする。

・地域クラブに対する保護者の理解が必要となる。特に費用負担について、これまでの部活動でも費用負担はあったが、将来的に指導者謝金を含めて受益者負担を要することが考えられるので、教育委員会が地域展開の運営を含めて保護者向けの説明会を行い、理解をしていただく必要がある。

2.実証内容と成果④

スポーツ庁

参考資料（活動写真）



【立山ジュニアバドミントンクラブの活動】



【立山剣道学園活動体験会】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和３年	令和５年			令和６年	令和７年
雄山中学校へ意向調査	保護者への説明	地域部活動の在り方検討委員会の設置	各競技協会・スポーツ少年団等への聞き取り	地域クラブ活動の開始	地域クラブ活動の拡大

●ステークホルダー

立山町教育委員会・雄山中学校・立山町スポーツ協会・町スポーツ推進審議会・地域部活動の在り方検討委員会

●経過

令和3年度に、雄山中学校教諭に部活動の地域移行に関する意向調査を実施した。

令和5年度より地域部活動の在り方検討委員会を設置し、町スポーツ協会各競技協会やスポーツ少年団等への聞き取りを行い、令和6年度より「部活動の活動時間帯に、学校の顧問教諭が指導できないときに地域クラブが指導を行う」かたちで地域クラブの指導を依頼した。令和7年1月より、地域クラブとして、平日夜間または土日の時間に活動ができる3クラブに活動を依頼した。令和7年度は地域クラブとして6クラブが活動できるよう、働きかけを行っている。

●実施にあたって生じた課題

指導者の有無により、地域クラブへと展開できる部活動とそうでない部活動がある。

指導はしたいが、仕事の都合により部活動の時間帯に指導ができない方もおられるなど、多くの部活動で地域の指導者が不足し、受け皿ができていない。

●実施内容、工夫した点

地域クラブの活動時間について、部活動の活動時間帯にこだわらず、活動できる時間に活動を行うことにした。そのため、部活動もしながら夜間も活動することになり、顧問教諭の負担が変わらないのではないかという意見もあった。

●今後の展開（案）

・部活動指導員の部活動指導の延長で、1～2時間の指導を「地域クラブ」として行う。

・スポーツ少年団や各競技協会のクラブチームに中学生が入り、「地域クラブ」として活動を行う。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

令和７年度

・地域展開に向けた部活動の聞き取り
　→地域クラブへの展開：６部活動
　（バドミントン、剣道、卓球、女子バスケ、
　男女バレー）
・地域部活動のあり方検討委員会：年３回実施
・地域展開に関するアンケート調査
　：保護者、生徒、地域クラブ

令和８年度以降

・休日の地域展開：令和８年度中に完全実施を目標
・平日の地域展開にむけた聞き取り
・地域部活動の在り方検討委員会：年３回を継続実施
・地域展開に関するアンケート調査
　：保護者、生徒、地域クラブ